

1. 件名：関西電力株式会社高浜発電所第3、4号機に係る重大事故等及び大規模損壊訓練のスケジュール等に関する面談

2. 日時：令和2年10月23日（金）13時00分～13時50分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ専門検査部門

吉野企画調査官、長澤主任原子力専門検査官、

田中主任原子力専門検査官、北村主任原子力専門検査官、

比企原子力専門検査官

関西電力株式会社

高浜発電所 運営統括長 他11名

5. 要旨

○関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から、高浜発電所第3、4号機に係る重大事故等及び大規模損壊訓練のスケジュール等に関する令和2年10月20日の面談において質問した事項に対し、資料に基づき以下の説明を受けた。

【日々の当番体制の整備状況に基づく訓練での任意の班の選定】

- ・日々の当番体制は、複数の構成要素から成り立っていることから、構成要素毎に任意の班を選定し訓練の参加者を確定していく。
- ・訓練に参加させる任意の班の選定の考え方は、過去の訓練参加者を参照し、未経験者を中心として可能な限り要員が重複しないこと、かつ特定の役割に偏らないよう考慮する。

【現場要員に指定されている協力会社の当番体制の役務内容等】

- ・協力会社の当番体制の役務内容は、運転支援要員、電源確保要員、設備対応要員、給水確保要員及び消防要員としている。
- ・役務毎にリーダーを事前に定めており、リーダーが中心となって各種対応を行うこととしている。

【特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）に係る主要設備の

工事の進捗状況（設備の設置状況、訓練の成立性等）】

- ・訓練の実施までに全ての使用前検査は終了できないが、訓練で使用する設備は据え付けられているとともに、機器間の操作者の動線が確保され、操作可能な環境が整備されており、訓練を実施する環境は整っていると考えている。

○原子力規制庁より、特重施設に係る主要設備の工事の進捗状況（設備の設置状況、訓練の成立性等）については、訓練に係る検査に先立ち現地にて社内検査の記録及び主要設備の据付状況を確認する旨を関西電力に伝えた。

○関西電力から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料1：高浜発電所3、4号炉 訓練の考え方等について

資料2：高浜発電所における当番体制について

資料3：高浜3、4号機 特重施設の設置に伴う訓練実施に必要な設備等の準備状況について